省令

○農林水産省環境省令第一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二十一条の規定に基づき、及び同法第二十九条第一項の規定を実施するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月三十日

農林水産大臣　林　芳正
環境大臣　石原　伸晃

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「（アライグマ）」の下に「、ヘルペステス・アウロプンクタトゥス（フイリマングース）」を加える。

別表第一の第一の一の（四）のりす科の項中「クリハラリス）」の下に「及びカルロスキウルス・フィンライソニイ（フィンレイソンリス）」を加え、同表の第一の一の（五）のマングース科の項中「のうち」の下に「ヘルペステス・アウロプンクタトゥス（フイリマングース）、」を加える。

附　則

この省令は、平成二十五年九月一日から施行する。

規則

○会計検査院規則第四号

会計検査院法（昭和二十二年法律第七十三号）第二十四条第一項並びに行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第十二条の規定に基づき、電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年八月三十日

会計検査院長　河戸　光彦

電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部を改正する規則

電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則（平成十五年会計検査院規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「証明責任者及び」を削る。

第八条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り上げる。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行前にした改正前の電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則第三条第二項又は第八条第一項の規定による承認は、改正後の同規則第三条第二項又は第八条第一項の規定によってしたものとみなす。この場合において、当該承認のうち証明責任者の名称に係る部分については、この規則の施行と同時に、その効力を失うものとする。